

第2期佐賀県伊万里市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年3月1日現在における佐賀県伊万里市の全域とする。伊万里市の面積は25,526haであり、人口は、52,629人（令和2年国勢調査）である。

本区域は八幡岳や青螺山、国見山など三方を山々に囲まれ、西北部からは、波静かな伊万里湾が深く入り込むなど豊かで美しい自然に抱かれている。

伊万里湾には伊万里川や有田川が注ぎ込み、東部地区には松浦川が唐津湾に向かって流れており、これらの主要河川沿いには平地が開けているが、市域の大部分を中山間地と山林が占めている。

臨海部においては、古くから干拓が行われ、近年では広大な工業用地が整備されている。

市域は、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に、東西に約25キロメートル、南北に約21キロメートルの広がりを見せ、面積は佐賀県の10.5%を占めている。

気候は、年平均気温16.5度と温暖で、年合計1,735ミリメートルの降水量があり、豊かな自然環境と温暖な気候の恩恵を受け、豊富な生産量と高品質を誇る伊万里梨や伊万里牛などが生産されている。

本促進区域には、下表で○を記載した区域が含まれており、－を記載した区域は含まれない。さらに、自然公園法に規定する玄海国定公園、自然公園法に規定する黒髪山県立自然公園及び八幡岳県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地である伊万里湾など環境保全上重要な地域などを含むものであるため、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	—
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

①地理的条件

伊万里市は、佐賀県の西北部に位置し、県都である佐賀市から西に約 55 k m の距離にあり、北と東は唐津市、南は武雄市と西松浦郡有田町、西は長崎県佐世保市と松浦市に接している。

また、八幡岳や青螺山、国見山など三方を山々に囲まれ、西北部からは、波静かな伊万里湾が深く入り込むなど豊かで美しい自然に抱かれている。

②産業の状況

伊万里市は国のエネルギー政策の転換により、昭和 45 年までにすべての炭鉱が閉山する一方で、伊万里湾の総合開発に係る機関と一体となって取り組み、大型の工業団地の造成をはじめ、工業用水道等の産業基盤の充実を図るとともに、石炭産業に代わる新たな産業導入に努めてきた。

この結果、造船関連や半導体木材加工関連企業等が進出している。

市内企業への就業者数は、26,849 人で、産業別にみると製造業 6,179 人、医療・福祉 4,475

人、卸売業・小売業 3,367 人の上位 3 産業で全体の半数を超える。（令和 2 年国勢調査）

観光業においては、江戸時代に佐賀藩が将軍家や老中などへ献上する焼物（鍋島）を作るための藩窯を置いていた大川内山が核となる。

ここには、いまなお 30 軒の窯元が軒を連ね、当時の技術を受け継ぐ「伊万里鍋島焼」が製作されており、春と秋には窯元市が開催されることなどから、たくさんの観光客で賑わう。しかしながら、本市は宿泊施設が不足している状況にあり、せっかく来訪した観光客が十分利用できず、近隣の温泉地である武雄市や嬉野市に宿泊している。このため、本市は観光客が日帰りする通過型の観光地となっており、滞在期間が短いことから観光消費額が低迷している。

③ インフラの整備状況

（鉄道・道路）

伊万里市は、福岡市と伊万里市を結ぶ西九州自動車道を利用すると福岡市まで車で約 1 時間の距離である。また、公共交通機関は、唐津、福岡方面に至る九州旅客鉄道筑肥線、有田町や長崎県松浦市へ至る松浦鉄道に加え、博多駅や福岡空港への高速バス「いまり号」が運行されており、各地域を結んだ一体的な経済圏を形成する動脈として機能している。

（港湾）

伊万里市は、海の玄関口として国際海上輸送ネットワークの重要港湾に指定されている伊万里港（令和 4 年取扱貨物量 141 万 t 国交省港湾統計より）がある。

伊万里港はアジアの主要都市に近く、韓国・釜山港、中国・大連港、青島港、上海港などの間に定期コンテナ航路が開設されている。

④ 人口分布の状況等

伊万里市の人口は、昭和 29 年の合併以降、転出者が転入者を上回る社会減の状況であることに加え、平成 15 年以降は死亡者数が出生者を上回る自然減の状況も加わっており、令和 2 年は前年比 2,043 人（住民基本台帳）の減少となっている。この傾向は、今後も継続すると懸念されている。平成 2 年に 12,925 人だった 14 歳以下の年少人口は、令和 2 年には 7,293 人となり、今後も減少すると見込まれている。また、65 歳以上の老年人口の構成比も 32.1%（令和 2 年国勢調査）と国や県の平均よりも高く、高齢化が進行している状況にある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

伊万里市観光の中心である大川内山は、江戸時代に佐賀藩が藩窯を有田から移し、主に將軍家や老中など幕閣への献上用の焼き物を製作していた地域であり、佐賀藩は製作技法が他に漏れないよう「秘窯の里」として、関所を設け厳重に管理し、採算度外視の高品位の献上品を幕藩体制がなくなるまでつくり続けた。

この大川内山には、30 軒の窯元が集まっており、春と秋に窯元市が開催されるなど、たくさん観光客で賑わうが、本市内には宿泊施設が不足している状況にある。さらに既存の宿泊施設についても市内の半導体大手企業や隣の松浦市や県内の玄海町の発電施設などのビジネスによる利用が大半を占めており、せっかく来訪した観光客が十分利用できず、近隣の温泉地である武雄市や嬉野市に宿泊している。このため、本市は観光客が日帰りする通過型の観光地となっており、滞在時間が短いことから観光消費額も低迷している状況にある。

このことは、令和3年経済センサス活動調査（事業所に関する集計第5-2表）によってデータとしても見るができる。本調査によると全産業事業所総数は2,374事業所あり、事業従事者数は25,989人、付加価値額は約1,260億円となっており、1事業所当たりの平均付加価値額は5,307万円である。このうち、観光分野に関連する卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業の事業所数は885事業所（37.2%）、事業従事者数は5,426人（20.8%）、付加価値額は約178億円（14.1%）となっており、1事業所当たりの平均付加価値額は2,011万円と全産業の平均付加価値額の37.8%となっている。

上記を踏まえ、地域経済牽引事業の促進を通じてホテル等の整備による新たな宿泊施設の確保を行い、滞在時間の延長と消費機会の増大、さらには消費単価の増加を通じて観光消費額の増加を図ることにより、地域特性を生かしながら増加する訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットとする需要を確保しつつ、雇用者の給与増や高い付加価値の創出、地域内の関連産業への経済波及効果等などによる地域内経済の好循環を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	45 百万円	173 百万円	284%

- ・ 佐賀県の1事業所当たりの平均付加価値額（産業中分類全体）が4,472万円（経済センサス-活動調査(令和3年)）であることから、1事業所当たり平均45百万円(百万円未満切上)の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.28倍の波及効果を与え、促進区域で173百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ また、KPIとして、促進区域内の来訪者数を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内の来訪者数	14,735 千人	14,810 千人	1 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,500 万円（佐賀県の 1 事業所あたり平均付加価値額「経済センサスー活動調査令和 3 年」）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 12%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3%以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

設定なし

（２）区域設定の理由

なし

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①伊万里市の歴史・文化・自然・農林水産物等地域資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

①伊万里市の歴史・文化・自然・農林水産物等地域資源を活用した観光分野

佐賀県伊万里市を訪れる観光客は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年以降観光客数は落ち込んでいたが、令和5年5月に感染法上の分類が2類から5類に変更されて以降、国内の旅行需要が高まっており、観光客数の回復が期待できる。

また、本市では、観光客が伊万里の自然を体感できる農林漁業体験施設での農家民泊の受入れを行っているほか、特産の伊万里梨やぶどう、いちごなどのフルーツを、四季をとおして味わうことができ、さらにはフルーツ狩りも体験できるなど、大自然が育んだ豊潤な味わいを観光客自らが五感で堪能できる。

加えて、本市観光の中心である大川内山は、江戸時代に佐賀藩が藩窯を有田から移し、主に将軍家や老中など幕閣への献上用の焼き物を製作していた地域であり、佐賀藩は製作技法が他に漏れないよう「秘窯の里」として、関所を設け厳重に管理し、採算度外視の高品位の献上品を幕藩体制がなくなるまでつくり続けた。

陶工たちは藩から扶持（給料）が与えられたが、高い技術が求められ、技術が劣るものは容赦なく解雇され、描かれる絵柄や失敗製品の廃棄まで徹底して管理されていた。

この献上品は、「鍋島」と呼ばれ、世界の至宝として妥協を許さない精緻な造形と優雅な作風から近世陶磁器の最高峰とされている。

このような歴史的背景を持つ大川内山にある、現在の30軒の窯元においては、藩窯で培われた高度な技法を受け継ぎながら、新たな技術を取り入れるなど飽くなき挑戦を続けられていることから、文化庁において、平成28年4月に、大川内山を含む肥前窯業圏の歴史及び景観が『日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱の焼き物散歩～』として「日本遺産」に認定されるなど、歴史的・文化的な遺産としても認められている。

令和7年に開窯350周年を迎えるこの大川内山は、奇岩と窯場の煙突が印象的な「秘窯の里」の名にふさわしい山水画のような景観を楽しむことができる。



ここを観光の軸に据え、観光客数の回復を図るとともに、ホテル等の整備による新たな宿泊施設の確保を行い、地域特性を生かしながら訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットとする需要を確保し、雇用者の給与増や高い付加価値の創出、地域内の関連産業への経済波及効果等などによる地域内経済の好循環を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、観光分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の整備

市は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

伊万里市では、地域経済牽引事業の促進に資するため、人口統計をはじめ、観光客数や観光消費額の推移を掲載した「統計伊万里」を市公式ホームページで公開しており、機会を捉

えて地域経済牽引事業者への情報提供を行っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

伊万里市役所内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、佐賀県を含む関係機関や庁内関係部署と情報共有した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

観光情報の発信に向けた取組

観光情報の発信の取組として、本市への進出企業や伊万里市観光協会、本市のまちづくり団体と連携し、市外への観光情報等を行う取組を行っており、今後も連携を強化し本市の魅力を市外へ発信し、観光客の誘客を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税課税 免除措置の整備（市 町）	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公共データ公開	公開	公開	公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
受付窓口	運用	運用	運用
【その他】			
観光情報の発信に 向けた取組み	共有	関係機関との情報 の共有	関係機関との情報 の共有

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、市内の関係者が連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、佐賀県及び伊万里市は、観光を主体とする地域事業に取り組む事業者等への周知に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①伊万里市観光協会

伊万里市の豊かな自然、地域で育まれた固有の歴史文化など、恵まれた観光資源を生かし、伊万里市の多様なイベントなどを紹介し、観光客の誘致を促進し、市内観光産業を支援している。

②伊万里旅館組合

市内の主要な宿泊施設が加盟する組合で、相互間の情報交換はもとより、市内の観光案内も積極的に行うなど観光産業を支援している。

③佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀県の産業振興を目的に経営基盤の強化、経営の革新、研究開発の推進等の幅広い支援の事業を行っている。

④一般社団法人 佐賀県観光連盟

佐賀県の観光振興を目的に、観光地の宣伝紹介及び観光客の誘致、観光情報の提供、観光地の環境整備の支援などの幅広い事業を行っている。

⑤伊万里商工会議所

地域企業のサポートを通じて経済発展を促進する役割を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

伊万里市は「伊万里市環境基本条例」に基づき、「伊万里市環境基本計画実施計画」を定めており、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、玄海国定公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、県立公園や環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、重要度の高い湿地である伊万里湾などの環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、佐賀県と伊万里市の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量化や再生利用、リサイクルの積極的な推進を図るとともに、自然エネルギーの利活用等の地球温暖化防止対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりや不適正処理対策の徹底を周知、啓発していくことで、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

佐賀県では、県と警察が共同して「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、県、警察、県民、事業者、防犯ボランティア団体、関係機関団体が連携して、犯罪の防止のための自主活動や環境

整備に取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指しているところである。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、同条例に基づき、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する取り組みを住民の理解を得ながら行う。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針に基づき、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行い、国に報告するとともに、効果の検証と事業の見直しを実施し、その結果についてホームページなどで公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から2028年（令和10年）度末日までとする

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。